

《参考》不足額給付の給付要件等の確認フロー図

「はい」 →
「いいえ」 →

R6年度住民税の税額通知書、R6年の源泉徴収票(確定申告書)、R6年6月以降の給与明細書などをご準備ください。

- ① **令和6年6月時点の定額減税される額を確認**
(A+Bの合計額)
- | | |
|---------------|-----------------------|
| ④R6所得税の減税額 | ：(本人+扶養親族等) × 30,000円 |
| ⑤R6住民税所得割の減税額 | ：(本人+扶養親族等) × 10,000円 |
- (例) 配偶者のみ税扶養している場合：本人込みで算定対象が2名いるため、所得税④と住民税⑤合わせて80,000円

- ② R5年中、R6年中ともに合計所得金額が1,805万円以上である

**不足額給付の対象ではありません。
お手続きは不要です。**

①の全額を、昨年6月以降の給与等で所得税や住民税から減税された。または当初調整給付金として案内があった
(注) 源泉徴収票に表示された「控除外額」=「減税されていない額」とは限りません。R6年の当初調整給付金のお支払い等で既に調整を終えたケースがあります。減税等の実額は、R6年6月以降の給与明細書等でも確認できます。

<①で定額減税できる額が80,000円であった場合>

- 例1 R6年の給与等から所得税が60,000円、住民税が20,000円(計80,000円分)すべて減税された
例2 R6年に、当初調整給付金として80,000円の案内があった(未申請の場合も含む)
例3 R6年6月以降の給付等の所得額や住民税の減税額+当初調整給付金額が、合計80,000円以上あった

①の一部の額が減税等されていない場合も「いいえ」にお進みください

子どもの出生などで、
令和6年分所得税等の
税扶養の人数が増えた

年末調整や確定申告等後のR6年所得税(実績)、R6年度住民税所得割課税額
(定額減税前)がどちらも0円である

「不足額給付1」に該当する可能性があります。

- ▶減税額とR6の当初調整給付金の合計が、①の額に満たないため
- ▶出生など扶養親族の増で、定額減税できる額が増えたため など

令和5年度以降、低所得世帯を対象とした7万円もしくは10万円(こども加算は1人あたり5万円)の給付金の世帯主または世帯員として対象になっていた

R6年中が事業専従者
(青色、白色)である

令和5・6年中の合計所得が
いずれも48万円を超えている

**不足額給付の対象では
ありません。
お手続きは不要です。**

R5年中は事業専従者
(青色、白色)である

配偶者や親族等から税扶養されており、
その者が定額減税を受けている。

原則対象外ですが、「例外給付」の可能性があります。

「不足額給付2」に該当する可能性があります。

- ▶定額減税及び低所得世帯への給付の恩恵を受けていないため

鹿児島市ホームページの「Q&A」内の区分【例外給付】をご確認ください

